

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、経営の適法性および効率性の確保を図るべく、経営上の組織体制を整備し、必要な施策を実施していくことと捉え、「継続的な利益成長」を通して企業価値の最大化を実現するための、経営上の最も重要な課題のひとつと位置付けております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。本欄に記載すべき事項はございません。

### 2. 資本構成

|           |       |
|-----------|-------|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |
|-----------|-------|

#### 【大株主の状況】 更新

| 氏名又は名称                | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|-----------------------|----------|-------|
| 吉岡 伸一郎                | 847,900  | 30.00 |
| 兼松コミュニケーションズ株式会社      | 416,000  | 14.72 |
| 株式会社エクステンド            | 378,800  | 13.40 |
| 株式会社光通信               | 288,400  | 10.20 |
| 株式会社マルチメディアネットワーク     | 206,700  | 7.31  |
| 株式会社SBI証券             | 106,900  | 3.78  |
| 鷲見 貴彦                 | 94,100   | 3.33  |
| 立花証券株式会社              | 75,000   | 2.65  |
| アルファグループ役員持株会         | 45,200   | 1.60  |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 | 30,000   | 1.06  |

|                 |    |
|-----------------|----|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 | ―― |
|-----------------|----|

|        |    |
|--------|----|
| 親会社の有無 | なし |
|--------|----|

#### 補足説明 更新

- 「大株主の状況」につきましては、2019年3月31日現在の状況を記載しております。
- 上記のほか、同日時点で自己株式を654,883株保有しております。
- 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### 3. 企業属性

|                     |              |
|---------------------|--------------|
| 上場取引所及び市場区分         | 東京 JASDAQ    |
| 決算期                 | 3月           |
| 業種                  | 卸売業          |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 100人以上500人未満 |

|                   |                 |
|-------------------|-----------------|
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 100億円以上1000億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社未満           |

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特記事項はございません。

## // 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

|      |         |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

#### 【取締役関係】

|                        |        |
|------------------------|--------|
| 定款上の取締役の員数             | 7名     |
| 定款上の取締役の任期             | 1年     |
| 取締役会の議長                | 社長     |
| 取締役の人数                 | 5名     |
| 社外取締役の選任状況             | 選任している |
| 社外取締役の人数               | 1名     |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 0名     |

#### 会社との関係(1)

| 氏名   | 属性       | 会社との関係(※) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|      |          | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 渡邊 守 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

#### 会社との関係(2)

| 氏名   | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由                                                                                                                        |
|------|------|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 渡邊 守 |      | 補足事項はございません。 | 過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、司法書士の資格を有しており、会社法等に相当程度の知見を有していること、上場企業における監査役としての経験を有していることから当社の社外取締役に相応しいと判断いたしました。 |

指名委員会又は報酬委員会に相当する  
任意の委員会の有無

なし

#### 【監査役関係】

|            |        |
|------------|--------|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の実数 | 4 名    |
| 監査役の実数     | 3 名    |

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

・監査役と会計監査人の連携状況  
 監査役は、会計監査人と必要に応じて意見交換会を開催し、業務上や会計上の課題について情報を共有するように努めております。

・監査役と内部監査部門の連携状況  
 内部監査部門は、子会社を含め定期的に実施している内部監査業務に関して、監査役に対し定期的および随時に内部監査結果を報告し、監査役は報告を受けた結果を業務監査に活用する等の連携を図っております。

また、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスへの取組状況、問題点等について監査し、定期的に監査役会に報告する体制となっております。

|                        |        |
|------------------------|--------|
| 社外監査役の実任状況             | 選任している |
| 社外監査役の実数               | 3 名    |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている実数 | 1 名    |

会社との関係(1)

| 氏名    | 属性       | 会社との関係(※) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|       |          | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 松寄 進  | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 高橋 雷太 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 青村 克彦 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

- ※ 会社との関係についての選択項目  
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」  
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
  - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
  - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
  - d 上場会社の親会社の監査役
  - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
  - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
  - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
  - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
  - i 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
  - j 上場会社の取引先 (f、g及びhのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
  - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
  - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
  - m その他

会社との関係(2)

| 氏名    | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由                                                                                                                                               |
|-------|------|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 松寄 進  | ○    | 補足事項はございません。 | 同氏の経験、経歴、人柄等から判断し、また当社の業務に精通しているため、当社の社外監査役に相応しいと判断いたしました。<br>また、同氏は独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反するおそれがなく、その独立性は十分に確保されていると判断し、本人の同意を得た上で独立監査役に指定しております。 |
| 高橋 雷太 |      | 補足事項はございません。 | 同氏の経験、経歴、人柄等から判断し、また、当社の業務に精通しているため、当社の社外監査役に相応しいと判断いたしました。                                                                                         |

|       |              |                                                             |
|-------|--------------|-------------------------------------------------------------|
| 青村 克彦 | 補足事項はございません。 | 同氏の経験、経歴、人柄等から判断し、また、当社の業務に精通しているため、当社の社外監査役に相応しいと判断いたしました。 |
|-------|--------------|-------------------------------------------------------------|

## [独立役員関係]

|         |    |
|---------|----|
| 独立役員の人数 | 1名 |
|---------|----|

|               |
|---------------|
| その他独立役員に関する事項 |
|---------------|

----

## [インセンティブ関係]

|                           |                |
|---------------------------|----------------|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | ストックオプション制度の導入 |
|---------------------------|----------------|

|                              |
|------------------------------|
| 該当項目に関する補足説明 <span>更新</span> |
|------------------------------|

当社は、企業価値・株主価値の向上への意欲や士気を高め、株主と株価を意識した経営を推進することを目的として、2017年6月29日定時株主総会決議によりストックオプション制度を導入し、各事業年度において、50,000株を上限として当社の取締役（社外取締役を除く。）に対してストックオプションとして新株予約権を付与できる旨を定めております。

|                                 |       |
|---------------------------------|-------|
| ストックオプションの付与対象者 <span>更新</span> | 社内取締役 |
|---------------------------------|-------|

|                              |
|------------------------------|
| 該当項目に関する補足説明 <span>更新</span> |
|------------------------------|

当社の取締役（社外取締役を除く。）を対象としております。

<付与状況>

・2017年7月31日取締役会決議（第4回新株予約権）

取締役3名に対して、1株1,607円の行使価格で、ストックオプションとして新株予約権300個（予約権1個当たりの目的となる株式数100株）を付与しております。

## [取締役報酬関係]

|                 |               |
|-----------------|---------------|
| （個別の取締役報酬の）開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |
|-----------------|---------------|

|                              |
|------------------------------|
| 該当項目に関する補足説明 <span>更新</span> |
|------------------------------|

当社は、2002年6月27日開催の定時株主総会決議にて、取締役全員の報酬総額を年額200,000千円以内としており、2018年3月期の報酬総額は101,600千円であります。

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 <span>更新</span> | あり |
|--------------------------------------|----|

|                        |
|------------------------|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容 |
|------------------------|

各取締役および監査役の報酬額は、取締役については、取締役会決議による委任に基づき、代表取締役社長が社外取締役及び外部顧問の意見を踏まえて決定し、監査役については監査役間での協議により決定しております。

なお、当社は役員の基本報酬の決定・改定・減額等の方針について定めており、1年ごとに会社の業績や経営内容、役員本人の成果・責任等を考慮し、役員の報酬等の額を決定しております。

## [社外取締役（社外監査役）のサポート体制]

管理部の担当者が、その役割に応じて社外役員の窓口となり、毎月の会議のスケジュール、会社の重要な決定事項の連絡および書類の発送等を行っております。

また、社外役員にその職務を補助すべき従業員が必要な場合は、業務の専門性、独立性を配慮し、当該従業員の人材選定を行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

### 1. 取締役会

取締役会は、業務執行に関する事項を審議決定する機関として、代表取締役社長1名を含む取締役全員(5名)で構成されており、業務執行に関する重要事項を決定すると共に、法令、定款および取締役会規程等に定められた審議・決定ならびに取締役の業務執行状況を監督・監視しております。

また、取締役会は代表取締役社長が議長を務め、取締役5名および社外監査役3名が出席し、毎月1回の定時取締役会のほか必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

### 2. 監査役会

監査役会は、監査役全員(3名)で構成されており、監査に関する重要な事項について協議または決議を行っております。

また、定時取締役会(月1回)のほか必要に応じた重要会議への出席、関係者へのヒアリング、契約書、稟議書等の重要文書の閲覧等を通じて、重要な意思決定および業務の執行状況を把握し、経営および管理部門に対する監視機能の強化を図っております。

なお、当社の監査役3名は、全員が社外監査役であります。

### 3. 経営会議

業務執行に対する意思決定の迅速化を図るため、毎週初めに取締役および部長が集まり、情報共有および職務に関わる意思決定を行っております。

### 4. 内部監査部門

当社の内部監査部門は1名で構成され、代表取締役社長の承認を得た内部監査年間計画に基づいた定期監査のほか、代表取締役社長から命じられた事項について臨時監査を行っております。

また、監査役および会計監査人との協調、連携を保ち監査を実施すると共に、監査によって明らかになった指摘事項に関しては、改善の指示ならびに改善が確実に行われているか否かのチェックを行い業務改善に努めております。

### 5. 会計監査人

会計監査人については、清陽監査法人を選任しております。当事業年度の当社の会計監査業務を執行した公認会計士は斉藤孝、石井和人、尾関高德の3名であり、継続監査年数はいずれも7年以内であります。なお、当社の会計監査業務の補助者は、公認会計士8名であります。

### 6. 監査役の機能強化に向けた取組状況

当該取組状況につきましては、「2 経営上の意思決定、執行および監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況」および「社外監査役の選任状況」に記載しておりますので、ご参照ください。

### 7. 社外監査役の独立性についての会社の考え方

当社では、社外監査役3名を選任しており、それぞれの経歴・経験を活かし、客観的且つ独立性の高い立場から経営監督機能を果たしていると考えております。

また、内1名は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有することから、当社の経営に対して経験を活かした独立性の高い、取締役の業務執行に対する監督が行えると考えております。

なお、当社は社外監査役3名と、期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第427条第1項に規定する契約を締結し、職務を行うにつき善意で且つ重大な過失がない場合は、職務を行うにつき発生した損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額と定めております。

### 8. 独立役員の確保の状況

当社は、2010年6月29日付で、社外監査役1名を本人の同意を得た上で独立役員に指定しております。

なお、同氏は独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反するおそれはございません。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、意思決定の迅速化のために監督と執行は分離されるべきではないと考え、委員会設置会社ではなく監査役会設置会社を選択しております。

監督という職務においては社外役員に重きを置き、社外取締役を1名、社外監査役を3名選任しております。

社外取締役につきましては、経営に外部視点を取り入れ、業務執行に対する監督機能を一層強化することを目的として、選任しております。

当社監査役3名は全員が社外監査役であり、定時株主総会のほか、必要に応じて重要会議に出席し、社外的な観点から適宜意見を述べ、重要な意思決定や業務執行の状況の適法性および妥当性を公正な立場で監視しております。

なお、社外役員の選任方針として、豊富な経験と幅広い見識および専門性を有する適任の者をそれぞれ選任しており、これら社外役員が連携を図っていくことで、取締役相互間でこれまで行っていた業務執行監視がさらに実効性を増すものと考えて現状の体制を選択しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

### 2. IRに関する活動状況 更新

|                         | 補足説明                                         | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------------|----------------------------------------------|---------------|
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 決算短信の発表終了後に説明会を開催しております。                     | あり            |
| IR資料のホームページ掲載           | 適時開示資料、PR資料などは、情報開示後遅滞無く、当社のホームページに掲載しております。 |               |
| IRに関する部署(担当者)の設置        | IRに関する専門部門には従業員を2名配置しております。                  |               |

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

|     | 補足説明                                                                                                      |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| その他 | 当社では、役員の中に女性はいないものの、事業部門の責任者を女性が務めるなど、管理職への女性の登用は徐々に増加しております。<br>また、産前産後休暇並びに育児休業を取得し現場に復帰する女性社員も増えております。 |



## 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、内部統制を経営の執行者による企業内統治と捉え、コンプライアンスとリスク管理の推進が内部統制システムの中核となるものと認識し、内部統制システムとして代表取締役社長直轄の内部監査部門を設置しており、情報管理をはじめとして業務活動の全般に関して定期的に内部監査を実施しております。内部監査および監査役監査、会計監査人監査の状況については、それぞれの監査計画に基づき実施され、必要に応じ会合を開催する等、監査の実施状況について情報交換を行うよう努めております。

### 1. コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

取締役会は、代表取締役社長1名を含む取締役全員（5名）で構成され、月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、業務執行に関する重要事項を決定すると共に、法令、定款および取締役会規程等に定められた審議・決定ならびに取締役の業務執行状況を監督・監視しております。

経営の執行については、業務執行に対する責任の明確化と意思決定の迅速化を図るため、毎週初めに開催する取締役、部長が出席する会議にて、情報共有および職務に関わる意思決定を行っております。

監査役については、社外監査役3名であり、定時取締役会、その他重要な会議に必要なに応じて出席し、適宜意見を述べ、経営に対する監視機能の強化を図っております。

また、監査役は当社の各部門およびグループ会社の取締役・使用人等からの個別ヒアリングを定期的に行うと共に、内部監査部門との定期的な情報交換、内部監査への同行、会計帳簿、契約書、稟議書等の重要文書の閲覧等を行っております。

なお、当社の監査役は、当社との人的関係、資本関係または取引関係その他の利害関係はございません。

会計監査人については、定期的な監査のほか、会計上の課題について随時相談・確認を行い、会計処理の透明性と正確性の向上に努めております。

### 2. 内部統制システムの整備状況

当社は、コンプライアンス、内部監査、リスクマネジメント等の取り組みを通じて内部統制システムの運用を図り、また、監査役への報告体制の整備等、監査役による監査の実効性の確保に向けた取り組みを行っており、それらを会社法および社内規程の定めに基づき整備しております。

会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として取締役会において決議した内部統制システム整備の基本方針は以下のとおりです。

＜当社及び子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制＞

1) 当社及び子会社は、コンプライアンス体制に係る規程・マニュアル等を制定し、法令・定款及び社会規範を遵守し、その徹底を図る。コンプライアンスに関わる重要事項については、取締役及び各部門の長が出席する経営会議において検討、審議を行い、その結果を取締役に報告する。

2) 当社及び子会社は、コンプライアンス体制に関わる規程・マニュアルに基づき、より高い倫理観をもって誠実に行動することを規範として定めると共に、法令またはコンプライアンスガイドラインに違反する行為の未然防止に努める。

3) 代表取締役社長は、コンプライアンスに関する業務を主管しコンプライアンス委員長を務めると共に、コンプライアンス事務局を設置し内部通報制度及びコンプライアンス相談窓口を設けて、情報の確保に努める。

4) 内部監査部門は、管理部門または監査役会と連携の上進捗状況を監査する。

＜取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制＞

1) 当社は、株主総会、取締役会及び稟議に係る文書等、取締役の業務執行に係る文書またはその他の情報について、文書管理規程に基づき、主管する部門が保存及び管理を行い、一定期間は閲覧可能な状態を維持する。

＜損失の危険の管理に関する規程その他の体制＞

1) 当社は、全社リスクマネジメント及び情報セキュリティについて管理部門が主体となって、当社及び子会社のリスク管理体制を整備する。管理部門は、会社方針と目標及び基本戦略を立案し推進する。そして、当社及び子会社の適切な情報セキュリティの確立及び改善を図るため、管理部門の指揮・監督・指導のもとに情報セキュリティに関する構築と継続した見直し、体制及び運用、モニタリング等による課題抽出及び改善の施策立案を行う。

2) 当社は、当社及び子会社の財務リスク軽減を図るために経理規程、予算管理規程、外注管理規程等の社内規程により、リスク発生の可能性をビジネス遂行に必要とされる合理的な範囲に収める体制を構築する。

＜当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制＞

1) 当社は、会社の組織機構、分掌業務並びに職務権限及び責任を明確にし、業務の組織的かつ効率的な運営を図る。

2) 当社は、毎月1回の定時取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行う。

3) 当社は、持株会社制度を採用し、各子会社社長は、組織規程・職務権限規程等に基づき、適正な指示命令系統のもと迅速かつ円滑な業務の執行を行う。

4) 当社は、経営計画に基づき、各子会社の事業進捗を管理すると共に目標達成のための当社グループ施策を展開する。

＜当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制＞

1) 当社の役員等が子会社の取締役・監査役を兼任し、業務執行を監督・監査する。

2) 当社は、関係会社管理規程に基づき、一定の基準を上回る事項については当社への決裁・報告制度により子会社経営の管理を行い、必要に応じてモニタリングを行う。

3) 子会社は、当社からの経営指導等が法令に違反し、その他コンプライアンス上の問題があると認めた場合には、コンプライアンス委員会に報告し、コンプライアンス事務局長または監査役に改善策の策定を求めることができる。

＜監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項、当該従業員の取締役からの独立性に関する事項、及び当該従業員に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項＞

1) 当社は、監査役の求めに応じて、管理部門の従業員に補助業務を行わせるものとし、監査役より命令を受けた従業員は、その命令に関して監査役の指揮命令に従い、取締役及び上長等の指揮命令を受けない。

2) 当社は、補助業務にあたる従業員の人事異動について、監査役の意見を踏まえた上で行う。

＜当社及び子会社の取締役及び従業員等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制＞

1) 当社の取締役及び従業員、並びに子会社の取締役、監査役及び従業員、またはこれらの者から報告を受けた者は、会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査役に都度報告する。また、監査役はいつでも必要に応じて、前記の者に対して報告を求めることができる。

2) 監査役は、当社及び子会社の取締役会その他社内主要会議に出席すると共に、必要に応じて当社の取締役及び従業員、並びに子会社の取締役、監査役及び従業員に対して説明を求めることができる。

3) 当社は、内部通報制度を適切に運用し、法令違反、その他コンプライアンス上の問題について、監査役への報告体制を確保する。

4) 内部監査部門は、監査役に対し定期的に内部監査の実施状況を報告する。



- 5) 当社は、監査役が監査に必要とする情報を適時、適切に収集できる体制を確保するため、管理部門と連動し、監査役の閲覧する資料の整備に努める。
- 6) 当社は、監査役や内部通報窓口に対して報告・通報を行った者に対し、当該報告・通報を行ったことを理由としていかなる不利益も課してはならないものとし、その旨の周知徹底を図る。
- 7) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還を行ったときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当社は速やかに当該費用または債務を処理する。

### 3. リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理規程を定めその運用をもって適切且つ迅速にリスクへの対応に努める事はもとより、リスク管理規程に定める事項が発生した場合は、代表取締役社長を委員長とする委員会を設置して経営リスクを最小化していく所存であります。

また、社内ネットワーク上に内部通報制度、相談室、法務担当への相談窓口を設置し、従業員からの声を広く募ると共に、必要に応じて各部門に対してリスクヒアリングを実施し、リスクの見直しおよびリスクの軽減化を図り、リスク発見時に迅速な対応ができるよう管理体制の整備に努めております。特に、税務・法務関連業務に関しては、税理士、弁護士等と顧問契約を結び、随時アドバイスを受けております。

### 4. コンプライアンス体制の状況

当社は、取締役5名および常勤監査役1名から成るコンプライアンス委員会を設置し、代表取締役社長をコンプライアンス委員長としております。コンプライアンス意識の浸透を図るべく、コンプライアンス委員長が指名したメンバーで構成されるコンプライアンス事務局にて、コンプライアンス体制に係る規程類の作成や教育、社内啓蒙に努めております。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

### ・反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、良き企業市民として、より良き社会の実現のため、「市民社会の秩序または安全に脅威を与える反社会的勢力・団体との関係を排除すると共に、断固として対決する」旨の行動指針を明記し、従業員に周知徹底を行っております。

### ・反社会的勢力排除に向けた整備状況

#### <対応総括部署および不当要求防止責任者の設置状況>

当社の社内体制としましては、対応の総括部門を管理部とし、各事業部門へ随時情報共有を行うことで、迅速に対応できる体制を整えております。

#### <外部の専門機関との連携状況>

弁護士と顧問契約を締結しており、必要に応じて反社会的勢力への対応に関する相談やそこからの助言、指導を受けるなど連携を図り、反社会的勢力および団体との関係が発生しないよう努めております。

#### <反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況>

対応総括部門である管理部において、弁護士や、場合によっては警察等と連携することにより、反社会的勢力に関する最新情報を共有すると共に、かかる情報を社内への注意喚起等に活用しております。

また、当社は社団法人警視庁管内特殊暴力団防止対策連合会に加入しており、担当者は必要に応じて研修を受けております。

#### <対応マニュアルの整備状況>

反社会的勢力への対応方法に関しては、コンプライアンス規程に記載されており、社内への周知を行っております。

#### <研修活動の実施状況>

社内において反社会的勢力に関する状況を共有し、また、対応総括部門である管理部にて啓蒙活動を実施する等、反社会的勢力による被害の未然防止に向けた活動を行っております。

## 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

### 該当項目に関する補足説明

当社は、企業価値を向上させることこそが、最も有効な防衛策であると認識しており、安定的且つ継続的な利益の獲得を通じて「継続的な利益成長」を図っていくことが最優先の課題であると考えております。  
しかしながら、当社の経営方針と異なる、または顧客・取引先・従業員その他ステークホルダーの利益を含む当社の企業価値を毀損するおそれのある買収行為が行われる可能性がある場合は、買収防衛策を検討してまいり所存であり、今後防衛策導入を決定した場合には、その詳細について直ちに公表いたします。

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

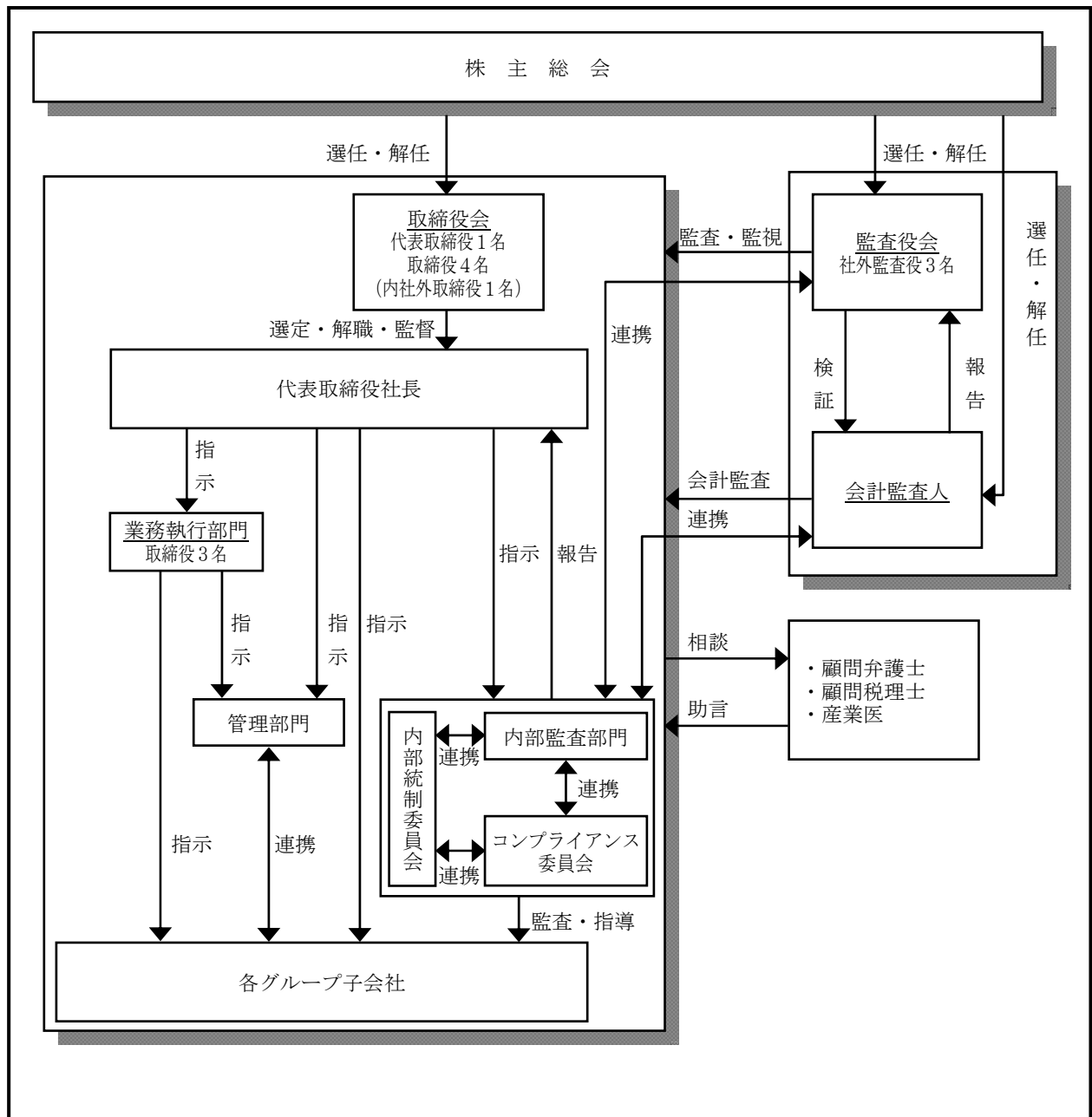
当社は、コーポレート・ガバナンスを高い水準に保つことが、当社の株主、顧客、取引先等から信頼され、ひいては企業価値の向上に資するものであると認識しております。したがって、当社ではコーポレート・ガバナンスの更なる充実化に向け、取締役会の監督機能、監査役の監査機能の強化、「企業理念」「経営方針」「社内規程」「業務マニュアル」等の明確化と運用の強化等を図り、経営の透明性を高め適時適正な情報開示に努めていく所存です。

当社のコーポレート・ガバナンス体制については別紙1のとおりです。

また、当社の会社情報の適時開示に関わる社内体制の状況は、次のとおりです。

当社では、金融商品取引法やその他の法制、証券取引所の定める開示ルール等に基づいた適切な情報開示に努めております。  
適時開示情報の発信に関しては、法定開示同様その重要性を強く認識しており、管掌部門である経営企画部門へ情報を一元化し、公正・公平な情報開示・提供を行っております。  
当社および連結子会社にて発生した重要情報を経営企画部門に集約し、これを情報取扱責任者である管理部長に報告した上で開示の要否を判断します。必要であるとされた場合には、当該情報の開示時期・方法等につき速やかに関係部門と協議の上、取締役会の確認を受けて、当該情報を開示しております。(別紙2参照)

【別紙1：当社のコーポレート・ガバナンス体制】



【別紙２：適時開示に関わる体制】

